

社会福祉法人横浜愛育会
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜愛育会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する理事又は監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の総額の決定)

第3条 役員に対する報酬等は各年度の総額が6,500,000円を超えない範囲で、この規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬等の支給)

第4条 役員及び評議員には、勤務形態等に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬、通勤手当及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員及び評議員には、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払うことができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、非常勤役員のうち理事長及び監事には次の報酬等を支給する。

ア 理事長	報酬及び通勤手当
イ 監事	監査報酬
- 2 常勤役員に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 前条第1項第1号に規定する常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める。
- (2) 通勤手当については、職員給与規則第19条の規定に準ずる額。
- (3) 退職手当については、別表2に定める。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第6条 第3条第1項第3号に規定する非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等

の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表3に定める。

(2) 通勤手当については、職員給与規則第19条の規定に準ずる額。

(非常勤役員及び評議員の費用弁償)

第7条 非常勤役員及び評議員の費用弁償については、別表4に定める。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表5に定める役員報酬を支給し、退職手当は職員給与規則に準ずる。

(報酬等の締め及び支給方法)

第9条 常勤役員及び非常勤役員に対する報酬等の締め及び支給時期等は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

(1) 報酬の締め日及び支給日は、職員給与規則第4条に準じた日とする。

(2) 退職手当については任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

(3) 監事に対する監査報酬は、監査終了後に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員又は非常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員又は非常勤役員が退任し、解任された場合は前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員又は非常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第11条 この規定により計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成29年6月20日から施行する。

この規程は令和5年6月26日から施行する。

別表1 (常勤役員報酬)

役職	年数	報酬額
理事長	就任年度～2年目	月額 400,000円
	3～4年目	月額 415,000円
	5～6年目	月額 430,000円
	7年目以降	月額 450,000円

別表2 (常勤役員退職金)

役職	退職金の内容	退職金の額
理事長	民間社会福祉事業従事者年金共済事業による	左記年金共済事業が定める額

別表3 (非常勤役員報酬)

役職	内容	報酬額
理事長	理事会等会議及び法人業務のための出勤	日額 10,000円
監事	監事監査	日額 3,000円

別表4 (非常勤役員への費用弁償)

役職	内容	弁償額
理事	理事会への出席	3,000円
監事	監事監査への出席	3,000円
評議員	評議員会への出席	3,000円

別表5 (職員給与を支給している役員に対する報酬等)

役職	報酬額	備考
理事長	月額 25,000円	前年度の福祉事業活動収入 5億円未満
	月額 50,000円	前年度の福祉事業活動収入 5億以上10億円未満
	月額 80,000円	前年度の福祉事業活動収入 10億円以上